

岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について

資料 2

1 五地域区分の変更概要

(1) 総括表

五地域区分	現行計画		変更する面積			変更後の計画	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②-③)	面積(ha) (⑤:①+④)	割合(%) (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	236,804	15.5%	0	0	0	236,804	15.5%
農業地域(b)	746,972	48.9%	13	0	13	746,985	48.9%
森林地域(c)	1,174,762	76.9%	0	41	△ 41	1,174,721	76.9%
自然公園地域(d)	72,011	4.7%	0	0	0	72,011	4.7%
自然保全地域(e)	4,956	0.3%	0	0	0	4,956	0.3%
五地域計 (f: a+b+c+d+e)	2,235,505	146.3%	13	41	△ 28	2,235,477	146.3%
白地地域	8,306	0.5%	9	0	9	8,315	0.5%
県土面積	1,527,889	100.0%	0	0	0	1,527,889	100.0%

注1:「都市地域」とは、一体の都市として総合的に開発、整備及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されることが相当な地域である。

注2:「農業地域」とは、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域である。

注3:「森林地域」とは、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域である。

注4:「自然公園地域」とは、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されることが相当な地域である。

注5:「自然保全地域」とは、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全法第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条の自然環境保全地域又は同法第45条第1項に基づく都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域である。

注6:「白地地域」とは、五地域のいずれにも該当しない地域である。

注7:「県土面積」は、平成24年10月1日現在の国土地理院公表の数値である。

注8:五地域は互いに重複する部分があるため、五地域面積の合計は県土面積を上回っている。

注9:「現行計画の面積」は、平成25年12月26日現在の数値であること。

市町村復興整備協議会における土地利用基本計画変更面積

五地域区分	H24国土審における変更後の計画		H25.1.30開催			H25.2.26開催		H25.3.26開催			H25.5.29開催	H25.6.25開催	H25.7.30開催			H25.8.27開催		H25.9.30開催	H25.10.28開催	H25.12.26開催	合計面積 (ha)	現行計画 (H25.12.26現在)	
			H25.1.30公表	H25.1.30公表	H25.1.31公表	H25.2.26公表	H25.2.26公表	H25.3.26公表	H25.3.27公表	H25.3.27公表	H25.6.3公表	H25.6.25公表	H25.7.31公表	H25.7.31公表	H25.7.31公表	H25.8.27公表	H25.8.27公表	H25.10.3公表	H25.10.29公表	H25.12.26公表		面積 (ha)	割合 (%)
	宮古市	陸前高田市	釜石市	宮古市	陸前高田市	宮古市	大船渡市	山田町	山田町	宮古市	大船渡市	大槌町	野田村	陸前高田市	田野畑村	山田町	大船渡市	陸前高田市	面積 (ha)	割合 (%)			
都市地域(a)	235,549	15.4	0	0	0	1,255	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,255	236,804	15.5
農業地域(b)	746,972	48.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	746,972	48.9
森林地域(c)	1,174,900	76.9	△ 21	△ 6	△ 6	0	△ 4	△ 2	△ 4	△ 27	5	△ 3	△ 5	△ 4	△ 2	△ 52	△ 2	△ 1	△ 2	△ 2	△ 138	1,174,762	76.9
自然公園地域(d)	72,011	4.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72,011	4.7
自然保全地域(f)	4,956	0.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,956	0.3
五地域計 (f.a+b+c+d+e)	2,234,388	146.2	△ 21	△ 6	△ 6	1,255	△ 4	△ 2	△ 4	△ 27	5	△ 3	△ 5	△ 4	△ 2	△ 52	△ 2	△ 1	△ 2	△ 2	1,117	2,235,505	146.3
白地地域	8,450	0.6	13	1	0	△ 170	4	0	1	0	0	0	0	2	0	3	0	0	0	2	△ 144	8,306	0.5
県土面積	1,527,889	100.0																				1,527,889	100.0

(2) 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面ページ数)	関係市町村名	変更前(ha)				変更面積(ha)		変更後(ha)				白地地域の増減(ha)	変更部分の地目現況(ha)	変更を必要とする理由	関連する個別規制法の措置(予定)	個別規制法の調整状況	
			地域区分		細区分				地域区分		細区分(予定)							
1	岩手農業地域【拡大】(P7~P8)	岩手町(川口)	森林	13	民林	13	農業	13	農業	7	民林	6		農用地 原野	7 6	林地開発により現況が畑地となったことから、農地としての利用・保全を図る必要があるため。	・農業振興地域の区域の変更(H26.3予定) ・岩手農業振興地域整備計画の変更(H26.3予定)	
2	岩手森林地域【縮小】(P7~P8)	岩手町(川口)	森林	7	民林	7	森林	△7	(農業)	(7)				農用地	7	畑地造成により現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川上流地域森林計画の樹立(H27)	H23.12 林地開発許可 H25.12 完了
3	岩手森林地域【縮小】(P9~P10)	岩手町(川口)	農業 森林	2	民林	2	森林	△2	農業	2				農用地	2	畑地造成により現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川上流地域森林計画の樹立(H27)	H24.6 林地開発許可 H25.7 完了
4	岩手森林地域【縮小】(P11~P12)	岩手町(大坊)	農業 森林	5	民林	5	森林	△5	農業	5				農用地	5	畑地造成により現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川上流地域森林計画の樹立(H27)	H23.11 林地開発許可 H24.11 完了
5	久慈森林地域【縮小】(P13~P14)	久慈市(侍浜町)	森林	1	民林	1	森林	△1					1	その他	1	久慈国家石油備蓄基地用地造成により現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	久慈・閉伊川地域森林計画の樹立(H28)	H24.8 林地開発了承 H25.3 完了
6	洋野森林地域【縮小】(P15~P16)	洋野町(大野)	農業 森林	3	農用 民林	3 3	森林	△3	農業	3	農用	3		農用地	3	飼料畑造成により現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	久慈・閉伊川地域森林計画の樹立(H28)	H24.12 林地開発許可 H25.3 完了
7	洋野森林地域【縮小】(P17~P18)	洋野町(有家)	農業 森林	4	民林	4	森林	△4	農業	4				その他	4	太陽光発電施設整備により現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	久慈・閉伊川地域森林計画の樹立(H28)	H24.11 林地開発許可 H25.9 完了
8	山田森林地域【縮小】(P19~P20)	山田町(船越)	都市 森林	1	民林	1	森林	△1	都市	1				その他	1	船越小学校用地造成により現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	久慈・閉伊川地域森林計画の樹立(H28)	H24.8 林地開発了承 H25.6 完了

9	奥州森林地域 【縮小】 (P21~P22)	奥州市 (胆沢区 若柳)	森林 公園	3 1	民林 公特	4 1	森林 △ 4	公園	1	公特	1	3	その他	4	胆沢ダム用地造成により現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川中流地域森林計画の樹立(H29)	H18.7 林地開発了承 H23.12 完了
10	奥州森林地域 【縮小】 (P21、P23)	奥州市 (胆沢区 若柳)	森林	5	民林	5	森林 △ 5					5	その他	5	胆沢ダム用地造成により現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川中流地域森林計画の樹立(H29)	H19.3 林地開発了承 H21.11 完了
11	奥州森林地域 【縮小】 (P21、P24)	奥州市 (胆沢区 若柳)	森林 公園	2	民林 公特	2 2	森林 △ 2	公園	2	公特	2		水面	2	胆沢ダム用地造成により現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川中流地域森林計画の樹立(H29)	H17.11 林地開発了承 H24.11 完了
12	奥州森林地域 【縮小】 (P21、P24)	奥州市 (胆沢区 若柳)	森林 公園	7	民林 公特	7 7	森林 △ 7	公園	7	公特	7		水面	7	胆沢ダム用地造成により現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川中流地域森林計画の樹立(H29)	H19.3 林地開発了承 H24.11 完了
合 計							拡大 縮小	13 41				8					

注1)「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:〇〇都市地域)を記載する。

注2)「地域区分」の欄には、都市地域は「都市」、農業地域は「農業」、森林地域は「森林」、自然公園地域は「公園」、自然環境保全地域は「保全」という略称を用いる。

注3)「細区分」の欄には、市街化区域は「市街」、市街化調整区域は「調整」、その他都市計画区域における用途地域は「用途」、農用地区域は「農用」、国有林は「国林」、地域森林計画対象民有林は「民林」、保安林は「保安」、特別地域は「公特」、特別保護地区は「保護」、原生自然環境保全地域は「原生」、特別地区は「保特」と記載する。

注4)「面積」には、整数値を記載する。

注5)「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。

注6)「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。

2 変更スケジュール

時期	土地利用基本計画 変更スケジュール	個別規制法サイドのスケジュール				
		都市計画法	農振法	森林法	自然公園法	自然公園法
平成25年11月	○国土交通省事前調整開始 (11/25) ○市町村意見聴取開始 (11/25)			○市町村・森林管理局意見 聴取		
平成25年12月	○市町村意見聴取完了 (12/18) ○国土交通省事前調整完了 (12/24)		○関係機関意見照会 (中旬)	○森林審議会(12/13) ○農林水産大臣協議、地域 森林計画公表(下旬)		
平成26年1月	○国土利用計画審議会 (1/30) ○国土交通省本協議 (1/31期限)		○変更案公告・縦覧・異議 申立(1月～2月)			
平成26年2月						
平成26年3月	○国土交通省本協議完了 (上旬) ○計画変更決定、県報告示 (中旬)		○変更協議(町→県) ○計画変更同意回答 (県→町) ○告示(下旬)			
平成26年4月 以降			○公告	○北上川上流地域森林計画 の樹立(H27) ○久慈・閉伊川地域森林計画 の樹立(H28) ○北上川中流地域森林計画 の樹立(H29)		